

高齢者を狙う消費者トラブル③…訪問販売(点検商法・次々販売)

訪問販売とは、事業者が営業のために訪問し勧誘する販売方法です。日中在宅が多い高齢者に多くトラブルが発生します。中には、訪問販売と分かりにくい場合もあります。

点検商法:「無料で点検します」と訪問し、「屋根に穴が開いている」「床下が湿っている」「このままでは大変なことになる」と不安をあおり勧誘する。次々販売に発展する可能性も。

次々販売:「屋根工事」だったはずが、床下も点検され補強工事をするに。次々契約し、結果多額の支払いになる。

【問題点】

- ・それまで商品の購入やサービスを受けるつもりでない為、冷静な判断ができなくなる。
- ・不意打ち性の為、他事業者の内容や金額が比べられないまま契約してしまう。
- ・販売員の営業トークに引き込まれ、根拠なく話を信じてしまう。

【事例】

①「近くで屋根工事をしているので、お宅の屋根を無料で点検します。」と突然事業者が来訪した。事業者は屋根に上り写真を撮り、見せながら「こちらの屋根に穴が開いているので早く工事をしなければ大変なことになる。今なら安くします。」と言われ慌てて契約した。しかし見せた写真は別の家の屋根だった。契約を止めたい。

②電話でリフォームの話を聞き、見積もりが欲しいと話したら「ご自宅に伺います」と言われ了承した。来訪時に契約したが止めたい。(8日以内)

【アドバイス】

(事例1)事業者の話が事実と違う場合、契約を取り消すことができます。

(事例2)クーリング・オフにより契約が解除できます。

※クーリング・オフ制度:訪問販売や電話勧誘などで商品やサービスを契約した場合、8日以内であれば理由を問わず契約を解除できます。(ただし、来訪要請や3千円以下の契約等適用できない場合があります。また8日以降でも解除できる場合もあります。)

【被害にあわないためには】

- ・その場では決して契約せず、他事業者からも見積もりを取り、比べることが大切です。
- ・必要なければ「いりません」「もうこないで下さい」とはっきり断りましょう。
- ・事業者のうまい話をそのまま信じてはいけません。その場で契約せず、家族・知人など周りの人に相談しましょう。

松伏町消費生活センターでは、消費生活相談を実施しています。月～木曜日 午前10時～正午、午後1時～4時

問合せ:教育文化振興課 ☎991-1873/企画財政課 ☎991-1815

人権それは愛

インターネットと人権

インターネットには、ウェブサイトの掲示板やSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)など、コミュニケーションの輪を広げる便利な機能があります。こうした機能は、パソコンや携帯電話などを通じて簡単に利用できるようになり、日常生活の中で身近なものとなりました。

一方で、情報を匿名で発信できるため、心ない書き込みから人権侵害につながる問題が数多く発生しています。その事例として、特定の子どもに対する個人情報や、悪口、嫌がらせなどを書き込む「ネットいじめ」が挙げられます。

直接的ないじめとは異なり、「ネットいじめ」では、個人情報などが本人の知らないところで不特定多数の人たちの目にさらされるため、突然周りとの人間関係がおかしくなってしまう、不登校や引きこもりとなることが少なくありません。中には思い悩んだ末に自殺に至った例もあります。

このように、インターネットは、人権侵害の手段として誰もが簡単に加害者にも被害者にもなるという危うい一面があります。一度掲示板などに書き込むと、発信者の意図にかかわらず、その内容は瞬く間に広まり、完全に消すことは容易ではありません。インターネットの特性を踏まえたうえで、人権について理解を深め、利用者がルールとモラルを守り、責任をもって行動することが大切ではないでしょうか。

埼玉県では、「すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会」の実現に向けて、「人権尊重社会をめざす県民運動」を展開しています。

8月は「人権尊重社会をめざす県民運動強調月間」です

広告